

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 21 年 3 月 24 日 (火) 第 8 0 7 7 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 (153) (県民室) . . . . . 2
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (154) (指導管理課) . . . . . 5
	口座振替の方法により支出することができる金融機関の指定の一部改正 (155) (〃) . . . 5
	鳥取県立童謡館の利用料金 (156) (文化政策課) . . . . . 6
	鳥取県立福原荘の利用料金の廃止 (157) (長寿社会課) . . . . . 7
	土地改良区の役員の退任 (158) (中部総合事務所農林局) . . . . . 7
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (6) . . . . . 7
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) . . . . . 8

# 告 示

## 鳥取県告示第153号

平成11年鳥取県告示第642号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めたので、鳥取県個人情報保護条例施行規則（平成11年鳥取県規則第63号） <u>第13条</u> の規定により次のとおり告示する。				鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めたので、鳥取県個人情報保護条例施行規則（平成11年鳥取県規則第63号） <u>第10条</u> の規定により次のとおり告示する。			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
<u>総務部行財政改革局人事・評価室が行う非常勤職員採用試験及び臨時的任用職員採用試験</u>	試験の合格否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。）	合格発表日から1月間	"	<u>鳥取県非常勤職員（事務）等採用試験</u>	試験の合格否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。）	合格発表日から1月間	"
鳥取県美術展覧会部門審査	部門審査に係る各審査員が付けた	鳥取県美術展覧会の審査結	鳥取県立博物館文化観光	鳥取県美術展覧会部門審査	部門審査に係る各審査員が付けた	鳥取県美術展覧会の審査結	鳥取県立博物館

	個別得点 (ただし、 審査員の氏 名は、開示 しない。) 及び総合得 点	果の通知 日から 1 月間	局文化政 策課 中部総合 事務所 西部総合 事務所
略			
准看護師 試験	科目別得点 及び総合得 点	〃	福祉保健 部医療政 策課
毒物劇物 取扱者試 験	〃	〃	福祉保健 部医療指 導課
一般用医 薬品に係 る登録販 売者試験	〃	〃	福祉保健 部医療指 導課 各総合事 務所（八 頭総合事 務所及び 日野総合 事務所を 除く。）
衛生環境 研究所が 行う非常 勤職員採 用試験及 び臨時的 任用職員 採用試験	試験の合 否、総合得 点、順位及 び試験種目 ごとの得点	〃	生活環境 部衛生環 境研究所
調理師試 験	科目別得点 及び総合得 点	〃	生活環境 部くらし の安心局 くらしの 安心推進 課 各総合事 務所（八

	個別得点 (ただし、 審査員の氏 名は、開示 しない。) 及び総合得 点	果の通知 日から 1 月間	中部総合 事務所 西部総合 事務所
略			
准看護師 試験	科目別得点 及び総合得 点	〃	福祉保健 部医療政 策課
薬種商試 験及び薬 種商継承 試験	〃	〃	福祉保健 部医療指 導課
毒物劇物 取扱者試 験	〃	〃	〃
一般用医 薬品に係 る登録販 売者試験	〃	〃	福祉保健 部医療指 導課 各総合事 務所（八 頭総合事 務所及び 日野総合 事務所を 除く。）
調理師試 験	〃	〃	生活環境 部くらし の安心推 進課 各総合事 務所（八

			頭総合事務所及び日野総合事務所を除く。)
略			
クリーニング師試験	科目別得点、学科総合得点及び実地総合得点	〃	生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課
ふぐ処理師試験	科目別得点及び総合得点	〃	生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課 各総合事務所（八頭総合事務所及び日野総合事務所を除く。）
男女共同参画センターが行う非常勤職員採用試験	試験種目ごとの得点、合計得点及び順位	〃	男女共同参画センター
計量証明事業主任計量者試験	総合得点	〃	生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課
技能検定試験	科目別得点	〃	商工労働部雇用人材総室
略			
砂利採取業務主任	〃	〃	〃

			頭総合事務所及び日野総合事務所を除く。)
略			
クリーニング師試験	科目別得点、学科総合得点及び実地総合得点	〃	生活環境部くらしの安心推進課
ふぐ処理師試験	科目別得点及び総合得点	〃	生活環境部くらしの安心推進課 各総合事務所（八頭総合事務所及び日野総合事務所を除く。）
鳥取県男女共同参画センター非常勤職員採用試験	試験種目ごとの得点、合計得点及び順位	〃	鳥取県男女共同参画センター
計量証明事業主任計量者試験	総合得点	〃	生活環境部くらしの安心推進課
技能検定試験	科目別得点	〃	商工労働部経済・雇用政策総室
略			
砂利採取業務主任	〃	〃	〃

者試験				者試験			
鳥取空港 管理事務 所が行う 非常勤職 員採用試 験	試験の合 否、総合得 点、順位及 び試験種目 ごとの得点	〃	鳥取空港 管理事務 所				
略				略			

**鳥取県告示第154号**

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成21年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
441	鳥取銀行北条支店	名称	鳥取銀行北条支店	鳥取銀行北条出張所	平成21年3月23日
405	鳥取銀行赤碕支店	〃	鳥取銀行赤碕支店	鳥取銀行赤碕出張所	〃
459	鳥取銀行皆生通支店	〃	鳥取銀行皆生通支店	鳥取銀行皆生通出張所	〃
499	鳥取銀行岸本支店	〃	鳥取銀行岸本支店	鳥取銀行岸本出張所	〃

**鳥取県告示第155号**

平成6年鳥取県告示第571号（口座振替の方法により支出することができる金融機関の指定について）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(1)～(9) 略 (10) 銀行法（昭和56年法律第59号）第4条第1項の免許を受けた銀行（外国銀行支店については、鳥取県指定金融機関と為替取引のあるものに限る。）	(1)～(9) 略 (10) 銀行法（昭和56年法律第59号）第4条第1項の免許を受けた銀行（ <u>株式会社ゆうちょ銀行を除き、</u> 外国銀行支店については、鳥取県指定金融機関と為替取引のあるものに限る。）

## 鳥取県告示第156号

鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例（平成 7 年鳥取県条例第 2 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、鳥取県立童謡館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第 3 項の規定により告示し、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

平成 18 年鳥取県告示第 241 号（鳥取県立童謡館の利用料金について）は、平成 21 年 3 月 31 日限り廃止する。

平成 21 年 3 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 利用料金

## (1) 入館料

区 分	金 額
個人（学生又は一般人に限る。）	1 人 1 回につき 250 円
団体（学生又は一般人の団体であって 20 人以上のものに限る。）	1 人 1 回につき 200 円

## (2) 多目的ホール利用料

区 分	金 額
午前	1 回につき 1,830 円
午後	1 回につき 3,660 円
夜間	1 回につき 4,580 円
午前・午後	1 回につき 5,500 円
午後・夜間	1 回につき 8,250 円
全日	1 回につき 9,170 円

## 備考

- この表において「午前」とは午前 9 時から正午までを、「午後」とは午後 1 時から午後 5 時までを、「夜間」とは午後 6 時から午後 9 時までを、「午前・午後」とは午前 9 時から午後 5 時までを、「午後・夜間」とは午後 1 時から午後 9 時までを、「全日」とは午前 9 時から午後 9 時までをいう。
- 多目的ホールを正午から午後 1 時まで（午前・午後又は全日の利用をする場合を除く。）又は午後 5 時から午後 6 時まで（午後・夜間又は全日の利用をする場合を除く。）の間に利用する場合の延長利用料の額は、午前又は午後の利用料の額を勘案して次のとおりとする。

区 分	金 額
正午から午後 1 時までの間に利用するとき	1 時間当たりの午前の利用料の額の 100 分の 120 に相当する額
午後 5 時から午後 6 時までの間に利用するとき	1 時間当たりの午後の利用料の額の 100 分の 120 に相当する額

- 多目的ホールを利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、この表に定める利用料の額に次の額を加算するものとする。

それぞれの区分に定める利用料の額の 2 割に相当する額（延長利用料にあっては当該延長利用料の額の 2 割に相当する額）

## (3) 設備使用料

区 分		金 額
設 備 名	設置数量	

ピアノ	1	1台1時間につき	400円
オーバーヘッドプロジェクター	1	1式1時間につき	200円
マイク	6	1本1時間につき	100円
スライド映写機（スクリーンを含む。）	1	1式1時間につき	400円
ビデオプロジェクター（スクリーンを含む。）	1	1式1時間につき	450円
LDプレーヤー	1	1台1時間につき	250円
ビデオデッキ	1	1台1時間につき	250円
CDラジカセ	1	1台1時間につき	250円
DVDデッキ	1	1台1時間につき	250円
CD/MDプレーヤー	1	1台1時間につき	250円
持ち込み電源	—	1キロワットにつき	50円
パソコンプロジェクター	1	1台1時間につき	450円

## 2 承認日

平成21年3月12日

**鳥取県告示第157号**

平成18年鳥取県告示第245号（鳥取県立福原荘の利用料金について）は、平成21年3月31日限り廃止する。

平成21年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県告示第158号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり東鴨土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年3月24日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

退任した役員の氏名及び住所

監 事 宮 原 孝 倉吉市大宮144-6

平成21年3月13日退任

**選挙管理委員会告示****鳥取県選挙管理委員会告示第6号**

平成21年第3回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成21年3月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

- 1 日時 平成21年3月25日（水） 午後1時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会

## 3 議題

- (1) 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の取消しについて  
 (2) その他

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成21年3月24日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

## 1 講習の種別及び受講対象者

## 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者  
 (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

## 2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成21年4月15日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1226-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂 の各警察署の管内に居住す る者
		同月23日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟2階執行部控室	鳥取、郡家及び智頭の各警 察署の管内に居住する者

## 3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間  
 (2) 講習課目  
 ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令  
 イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円  
 (2) 納付方法  
 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。  
 この場合、消印しないこと。

## 6 携行品

筆記用具及び印鑑